

第3回会合における構成員からの主なご意見

2019年1月10日
事務局

通信の秘密等に 係る検討の 視点等

- サービス又はレイヤレベルでは、電気通信事業又はネットワークで通信を扱う部分と、プラットフォームレイヤ又はコンテンツレイヤという上位のレイヤがあり、ネットワークレイヤでは通信の秘密として保護してきた情報とOTTのレベルでの情報とがレイヤを跨いだ形で結び付き、質的に異なるプライバシーリスクを利用者側に新たに発生させているのではないかと。逆に、プラットフォーム事業者がネットワークサービスを提供し、プラットフォームサービスのレベルで集約された情報がネットワークレベルでは通信の秘密として問題となる情報と結び付き、新たな問題が生じ得る。したがって、レイヤを跨いだ利用者情報の取扱いが一体的になされる問題を考える必要がある。
- 通信を成立させるため通信の秘密を用いるのは、通信の秘密の窃用にならないか、又は通信の窃用になるとしても、正当業務行為になるものと考えてきたが、その延長線上で、安全・安心な通信サービスの確保が通信の秘密を保障する第一の根拠という観点から整理できるのではないかと。
- 通信の秘密に触れる、又は事業者以外の者が触れることが利用者の自由な情報流通に対して何らかの萎縮をもたらすことが問題となるため、データの項目如何に関わらず、また、通信の秘密に該当するか否かに関わらず、この問題を規律することが正当化されるべきではないかと。
- プラットフォーム事業者に係る通信の秘密又はこれに類似する保護を求める場合に、データ項目や利用の在り方、利用目的又は規制すべき行為について、これまでの事例等を含めて整理し直した上で、現行法の解釈で整理可能な部分があるか、さもないければ明確な法規定を置くこととなるのではないかと。明確な規定を置き切れる部分と、置き切れず解釈に委ねざるを得ない部分が出てくるかもしれないが、そうした議論を整理する必要がある。【以上、穴戸座長】
- 基本的に従来の通信の秘密の考え方は維持されるべきと理解しているが、メタデータの問題と違法性阻却事由、特に正当業務行為の問題を具体化・現代化することが求められるのではないかと。【森構成員】
- 広く通信に関連するプライバシーをどのように守るか、また、通信の信頼性又はそれに根差す表現の自由をどのように守っていくかという観点から、その枠組みをこれまでの通信の秘密と並行しつつ広く考える必要がある。【生貝構成員】

通信の秘密等 に係る検討の 視点 (続き)

- eプライバシー規則（案）は、電気通信事業法第4条及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインなどを一個に括りだし、電気通信分野のプライバシー法としたもの。2030年というタイムラインを念頭に置く中で、今後、OTT全体に関する通信の秘密を議論する場合、こうしたことがどこまで可能かという点を含めて考えることが必要ではないか。
- 今後、通信の秘密が社会全体で非常に重要になるときに、様々な事業者の状況・要望等を見ても、そろそろeプライバシー規則（案）のような規定を具体的に考え始めても良いのではないか。
- イコールフットイング以上に重要なことは、我が国の利用者の情報をどのように守るか、また、安心して利用できるようにするかという議論。
- 一消費者として考える場合、プラットフォームサービスを国内外問わず安心して利用できる環境をどのように実現するか、つまり国境なく海外のサービスを安心して利用できるようにするため、海外の事業者に対しても、日本の法を遵守させる方法をどのように考えるかが問題であり、プラットフォームの議論の根底にあるべきと考える。
- 事業者に無理のない形での自主的な取組を尊重しつつ、法的基盤はしっかり整えていくといった本来の意味での共同規制的なアプローチを含めた実現方法を考えるべき。【以上、生貝構成員】
- 通信の秘密は例外の積み重ねが続き、正当業務行為などの例外が多いといった状態になりつつあることから、再度見方を変えてその善し悪しを再考する必要がある。【寺田構成員】

第1.利用者情報に関する取扱いについて

1.検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の考え方

レイヤを跨ぐ 利用者情報の 取扱い

- サービス又はレイヤレベルでは、電気通信事業又はネットワークで通信を扱う部分と、プラットフォームレイヤ又はコンテンツレイヤという上位のレイヤがあり、ネットワークレイヤでは通信の秘密として保護してきた情報とOTTのレベルでの情報とがレイヤを跨いだ形で結び付き、質的に異なるプライバシーリスクを利用者側に新たに発生させているのではない。逆に、プラットフォーム事業者がネットワークサービスを提供し、プラットフォームサービスのレベルで集約された情報がネットワークレベルでは通信の秘密として問題となる情報と結び付き、新たな問題が生じ得る。したがって、レイヤを跨いだ利用者情報の取扱いが一体的になされる問題を考える必要がある。（再掲）
【穴戸座長】

2.プラットフォーム事業者が保有する保護すべき利用者情報の分類及び範囲

クッキーや端末 情報等の識別 子の取扱い、 位置情報

- ウェブ閲覧などブラウザとの間の通信におけるサードパーティークッキーによる観察行為は、直感的に見れば通信の秘密の侵害に該当し得る。ブラウザとの間の通信の観察行為は以前から日常的に広範に行われてきた実態もあり、通信の秘密の侵害とすることが通信の秘密の形骸化・希薄化に繋がるという意見はそのとおりであるが、こうした収集行為が個人のプライバシーを侵害する怖れがあるのは否定し難く、これを放置することは妥当でない。
- 利用者のオンライン上の行動のみならず、端末機器の位置を密かに監視する技術に関する懸念に関しては、位置情報プライバシーレポートや電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインにより電気通信事業者に厳格な制約が課せられているところ、電気通信事業者ではない場合であっても電気通信事業者と同等の制約が必要。
【以上、森構成員】
- スマートフォンなどの端末では、MACアドレス、クッキー以外にフィンガープリントを始めIDとして使えるものがあり、組み合わせることで利用者と結び付けられることから、IDそれ自体を区分する考え方は限界に来ており、行為規制の切り口から考えるべきではないか。
【寺田構成員】

第1.利用者情報に関する取扱いについて

2.プラットフォーム事業者が保有する保護すべき利用者情報の分類及び範囲

クッキーや端末情報等の識別子の取扱い、位置情報

(続き)

- 事業者は「端末の位置情報は取得しない」と言うが、実際はIPアドレスから情報を検出してターゲティング広告が行われており、他方「IPアドレスを取得する」と事業者に言われても、利用者はIPアドレスと位置情報を同等のものとして認識できていない。
- 利用者に対して説明する場合は、同じ情報であっても目的によって異なるため、事業者に対しては情報の種類よりも目的で説明するよう求めることが重要。
【以上、崎村構成員】
- M2M通信のように人が通信の当事者とならないものが多岐に亘っており、また、人が使用しているものであっても端末に付与されているアドレスやコードなどが収集され、個人と紐付けられることなく広告などに活用されているという実態があることから、人の行動などを監視・推測するために使用される通信と産業目的に使用されるものとの役割を整理すべき。
【大谷構成員】

通信の秘密と同意の関係

- 端末に付与されているIDやこれに関わる位置情報などの取得について、個人が同意を与えるか、又は許容しているかという観点から、同意がなされている場合は利用しても良い情報という整理がなされるが、通信の秘密と同意の関係については、同意に依拠した仕組がいずれ限界が来る。
- 同意という逃げ道がある制度は、他の行為規制などがある程度厳しくしたとしても、事業者は最終的には同意が得られているという形で規制をくぐり抜ける行動に誘導される側面があると考えられるため、同意という仕組があるとしても、それ以外にどのような可能性があるか、つまり、例外規定を設ける場合の考え方を今後十分に整理していく必要。
【以上、大谷構成員】
- 同意の考え方について、自分が使用している端末を本当に理解して使用している人は一握りで、何となく便利であるから使用している側面もあり、不安を感じないようにしていくことが必要。
【木村構成員】

第1.利用者情報に関する取扱いについて

3.国際的なプライバシー等の保護の潮流との制度的調和

制度的調和上の課題

- 日本の規制が国内事業者に応用され、国外事業者に応用されないという問題は、一国二制度と言われており大きな課題。【森構成員】
- eプライバシー規則（案）は、電気通信事業法第4条及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインなどを一個に括りだし、電気通信分野のプライバシー法としたもの。2030年というタイムラインを念頭に置く中で、今後、OTT全体に関する通信の秘密を議論する場合、こうしたことがどこまで可能かという点を含めて考えることが必要ではないか。（再掲）
- 今後、通信の秘密が社会全体で非常に重要になるときに、様々な事業者の状況・要望等を見ても、そろそろeプライバシー規則（案）のような規定を具体的に考え始めても良いのではないか。（再掲）【以上、生貝構成員】

第1.利用者情報に関する取扱いについて

4.法令の適用、運用・執行上の差異

法令の運用・執行等に関する課題

- 通信の秘密に触れる、又は事業者以外の者が触れることが利用者の自由な情報流通に対して何らかの萎縮をもたらすことが問題となるため、データの項目如何に関わらず、また、通信の秘密に該当するか否かに関わらず、この問題を規律することが正当化されるべきではないか。（再掲）
- プラットフォーム事業者に係る通信の秘密又はこれに類似する保護を求める場合に、データ項目や利用の在り方、利用目的又は規制すべき行為について、これまでの事例等を含めて整理し直した上で、現行法の解釈で整理可能な部分があるか、さもなければ明確な法規定を置くこととなるのではないか。明確な規定を置き切れる部分と、置き切れず解釈に委ねざるを得ない部分が出てくるかもしれないが、そうした議論を整理する必要がある。（再掲）
【以上、穴戸座長】
- 規制についてまず考えるべきことは国内の消費者の保護であり、我が国の利用者に通信サービスを提供する事業者に対して等しく電気通信事業法が適用されないことは、我が国の利用者の保護に欠ける。同じサービスを提供する外国事業者に対して国内法が適用されないことが直接的な問題であり、域外適用を可能にする規定を電気通信事業法に設けるべき。
- 共同規制という考え方もあるが、外国の事業者に対して「なぜ入らないといけないのか」、「どういう利益があるのか」、「どういう不利益があるのか」との説明が難しいことから、実効性に疑問。
【以上、森構成員】
- イコールフットイング以上に重要なことは、我が国の利用者の情報をどのように守るか、また、安心して利用できるようにするかという議論。（再掲）
- 事業者に無理のない形での自主的な取組を尊重しつつ、法的基盤はしっかり整えていくといった本来の意味での共同規制的なアプローチを含めた実現方法を考えるべき。（再掲）
【以上、生貝構成員】

第2.トラストサービス等の在り方

M2Mと トラストサービス

- 署名や電子署名は自然人にリーチした形で全てが成立しているが、M2Mになった場合、機器系とヒューマン系との連携を今後の法体系の中でどのように考えるか、IoTとなると重要なテーマとなるため、しっかりと検討すべき。

【手塚構成員】